

## 令和3年度 河内町水稲病虫害防除事業費補助金について

### 1. 制度の趣旨

稲作農家及び稲作を行う生産組織が行う、水稲病虫害防除に係る費用の一部を助成することにより、経営の安定及び河内町産の良質米の生産を図ることを目的としています。

### 2. 補助対象者と補助対象事業等について

補助対象となる水稲病虫害防除事業は以下の2種類です。

	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率と補助金の額
1	ヒメトビウンカ又はウンカ防除事業	当該年度の営農計画書を提出し、ヒメトビウンカ又はウンカ類に登録のある苗箱処理用薬剤を購入した補助対象事業を行う町内の稲作農家等	補助対象事業に係る当該年度の苗箱処理に用いる薬剤購入費。ただし、営農計画書に基づき作付けした面積に対する薬剤の標準使用量分(ラベル等に記載されている使用量)を上限とする。	補助対象経費の3分の1以内で、10アール当たり500円を上限とし、補助金の額に10円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるものとする。
2	カメムシ防除事業	当該年度の営農計画書を提出し、主に適用病虫害名がカメムシ類の薬剤を空中散布又は手撒き等により補助対象事業を行う町内の稲作農家等	営農計画書に基づき作付けした面積に対する当該年度の薬剤空中散布及び薬剤手撒き等に要する経費(薬剤費、空中散布経費、委託料含む)	補助対象経費の3分の1以内で、10アール当たり500円を上限とし、補助金の額に10円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるものとする。

※補助の対象となる農地は、上表の両事業ともに営農計画書に基づき、稲を作付けした町内の農地に限ります。

※補助金は、予算の範囲内で交付となりますので、全体の申請件数及び申請額により上表の対象経費 10アールあたり1/3(上限 500円)を下回る場合がございます。予めご了承ください。

※町税等の未納がないことが交付対象の前提となります。

### 3. 申請期間について

申請受付 : 令和3年7月21日(水)から令和3年10月29日(金)

交付決定 : 令和4年1月頃

補助金振込: 令和4年2月頃



河内町イメージキャラクター おこめちゃん

### 4. 申請書の提出、添付書類及び留意事項等について

①河内町水稲病虫害防除事業費補助金交付申請書

※河内町ホームページからもダウンロードできます。(http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp)

また、役場経済課窓口にも備え付けておりますのでご使用ください。

②納品書(購入農薬名及び数量の記載があるもの)、及び領収書等又はこれらの写し

※上記領収書等のほか、農薬のラベル等、使用方法の記載があるものを窓口にご持参くださいますと幸いです。

※空中散布の場合は、委託等に要した費用の領収書等及び明細書(散布に要した薬剤名、作業内容、散布実施面積等の記載があるもの)

③申請書には印鑑が必要となります。経済課窓口で申請書をご記入される方は、判子をご持参ください。

④申請書には振込先となる口座情報を記入していただきますので、経済課窓口で申請書をご記入される方は、補助金の振込先口座が分かるものをご持参ください。

「お問い合わせ」

河内町役場経済課 0297-84-6975